

盛岡広域環境組合監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年8月29日

盛岡広域環境組合監査委員 関 治 人
同 高 橋 宏 弥

第1 監査実施年月日

令和5年7月26日

第2 監査の対象

(1) 対象部局

事務局、議会及び公平委員会

(2) 対象範囲

令和4年度に係る事務の執行に関すること。

第3 監査の方法

令和5年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領に基づき提出された監査資料並びに監査実施の指定日に提出された予算の執行に係る各種文書、会計帳簿、証拠書類、現金の出納保管その他の事務に係る文書について、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、委員による監査を実施した。

第4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づき、おおむね良好と認められた。